

8-(1)	保険契約の移転・承継に係る消費者保護ルールの充実
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	保険業法、135条～141条、173条の2～173条の8
要望の 具体的内容	<p>保険契約の移転・承継にあたり、消費者保護の観点から設けられている保険契約者の異議申出手続きや内閣総理大臣の認可手続きの充実を図る。その上で、移転・承継の単位に係る規制を見直し、契約者サービスの向上を目指した保険契約の移転・承継を柔軟に実施できるようにする。</p> <p>(契約者保護ルールの充実の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保険契約者等の異議申立制度における公告事項の充実</li> <li>(2) 保険契約者等の異議申立機会の拡大</li> <li>(3) 内閣総理大臣の認可基準の厳格化</li> <li>(4) 保険契約の給付の安全性の担保</li> </ul>
規制の現状と 要望理由	<p>保険契約の移転・承継に係る現行規制は近年の保険会社の監督規制の充実を必ずしも反映していない。保険契約の移転・承継を行った後、当事者である保険会社の健全性を客観的に担保し、保険契約の給付の安全性を確保するよう規制内容を充実させる必要がある。</p> <p>一方、現行の保険契約の承継・移転単位に係る規制のため、保険会社グループ等において、一般事業会社にみられるような事業再編が困難となっている面がある。上記の契約者保護に係る規制を充実させた上で、生産性や契約者サービスの向上等を目指した柔軟な事業再編を可能とするべく、承継・移転単位に係る規制の見直しを行う必要がある。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局企画課

8-(2)	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他
要望の具体的内容	株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すること。
規制の現状と要望理由	<p>現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。</p> <p>ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。</p> <p>企業サイドには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与えずに解消したいというニーズがある。</p> <p>現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。</p> <p>現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。</p> <p>信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。</p> <p>本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課

8-(3)	特定融資枠(コミットメントライン)契約の借主の対象範囲拡大
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	信託業法第2条第8項、金融商品取引法第2条第8項、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条
要望の具体的内容	<p>相互会社形態の生命保険会社においても特定融資枠(コミットメントライン)契約の適用対象となるよう対象範囲を拡大していただきたい。</p>
規制の現状と要望理由	<p>特定融資枠契約に関する法律第2条の対象範囲は「会社法に規定する大会社」とされており、特定融資枠(コミットメントライン)契約の借主は株式会社のみが対象で相互会社については適用対象外となっている。</p> <p>コミットメントライン契約は、既に制度の利用が認められている株式会社形態の生命保険会社のみならず、相互会社形態の生命保険会社(生命保険相互会社)にとっても有益な資金調達手段である。そのため、生命保険相互会社についても、コミットメントライン契約の適用対象とすることで、資金調達の多様化・安定化が図れるとともに、例えば新型疾患の流行や大規模災害の発生等有事におけるより確実な保険金支払いの資金確保につながるものと考えられる。</p> <p>なお、生命保険相互会社における基金の総額の最低額は10億円であることから、「会社法に規定する大会社(資本金5億円以上)」の基準を満たしていると考えることが可能であり、生命保険相互会社に当該制度の利用を認めることによる特段の弊害はないと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 法務省民事局

8-(4)	顧客保護の観点より、「信託契約代理業」に係る規制を適正化すること
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	信託業法第2条第8項、金融商品取引法第2条第8項、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条
要望の 具体的内容	<p>信託契約代理店が受託者のために行う信託契約締結の代理・媒介については、現状、「発行者」の違いによって、金融商品取引業とされる場合と、信託契約代理業とされる場合があり、同じ類型の商品でありながら業法の適用に分かれが生じている。これによって、金融商品取引法施行後、信託契約代理店や所属信託会社において実務上混乱が生じており、顧客保護上問題が生じる懸念がある。</p> <p>かかる事態を回避するため、「信託契約代理業」と「金融商品取引業」の定義を早急に再整理いただきたい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>「発行者」とは金商法の公衆縦覧開示規制における概念であり、原則として開示すべき情報を保有する者がこれに該当するが、その利用形態が多岐にわたる信託について、信託契約の内容を勘案せずに、「発行者」(信託受益権の発行者は、受託者の運用裁量の有無や当初信託財産の態様等によって決まる。)の違いのみによって代理業務を金商業又は信託契約代理業に区分することは、必ずしも合理的ではない。例えば、年金信託や合同運用の金銭の信託では、同じ類型の商品でも、自益信託か他益信託かの違いによって発行者が異なるため、顧客にとって全く関係のない理由によって業法の適用が分かれてしまう。</p> <p>このように、経済実態がほとんど変わらない商品について、その「代理業務」の根拠法令が異なることとなったため、実務上の混乱が生じている。</p> <p>例えば、代理店に信託業法が適用される場合には、信託契約代理店が説明することで信託業法上の説明義務が果たされるが、一方、代理店に金商法が適用される場合には、代理店が委託者兼当初受益者に対して契約内容の説明を行ったとしても信託業法上の説明義務を果たしたものと看做されず、受託者に対しても信託業法上の説明義務が課せられるため、過剰感のある規制となっている。</p> <p>かかる制度は顧客の視点からみても難解なものであり、顧客保護の観点からも、「代理業務」の分かりやすい再整理を行う必要がある。</p> <p>具体的には、①信託業法第2条第8項の括弧書の削除、及び②金商法定義府令第16条において、金商法第2条第8項第9号の有価証券の募集・私募の取扱いのうち、信託契約代理業(信託業法第2条第8項)に該当する行為を金融商品取引業から除く旨の規定追加、が考えられる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局企画課信託法令準備室

8-(5)	銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の適用対象から信託勘定を除外すること
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	信託業法第2条第8項、金融商品取引法第2条第8項、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条
要望の 具体的内容	<p>信託財産として所有する株式等に係る議決権について、銀行法第16条の3、第52条の24の適用対象から、除外していただきたい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>信託銀行は、信託財産について分別管理義務(信託業法第28条第3項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、議決権は別途に行使される。当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであるため、銀行勘定をもって保有する議決権とは議決権行使のあり方が異なる。</p> <p>信託銀行は、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律によって厳しい受託者責任(信託業法第28条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、銀行等、銀行持株会社等の他業禁止規定の逸脱、子会社の範囲に関する規定の潜脱防止の懸念はない。</p> <p>かかる規制が存在することにより、信託財産の運用に制約がでる場合があり、適正な運用を行う上での阻害要因となっている。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

8-(6)	コミットメントラインのコミットメントフィーが貸金業法上の「みなし利息」に該当しないことの明確化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	貸金業法第12条の8第1項、同法施行令第3条の2の2
要望の具体的内容	<p>貸金業者が「特定融資枠契約に関する法律」が適用される相手方に対してコミットメントラインを取り組む場合、そのコミットメントフィーは「みなし利息」に該当しないことを明確にすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>近年、企業における資金調達の機動性を確保するため、コミットメントラインの利用が増加しており、銀行のみならず、リース会社等の貸金業者もこれに取り組んでいる。</p> <p>コミットメントラインにおけるコミットメントフィーについては、これが利息とみなされるものであるか否か明らかでなく、仮に利息制限法や出資法の「みなし利息」の規定によって利息とみなされた場合、貸付が実行されない状況下ではこれら法律上の上限金利を超過するため、「特定融資枠契約に関する法律」により、一定の規模の会社等を相手方とする場合は利息制限法や出資法における「みなし利息」の適用が除外されるという手当がされている。</p> <p>一方、本年6月に完全施行された貸金業法では、利息制限法の上限金利を超える契約の締結が禁止され、また、利息の概念を整理するために「利息とみなされない費用」が同法施行規則に定義されたものの、コミットメントフィーはこの「利息とみなされない費用」の定義に含まれていないため、コミットメントフィーは同法の「みなし利息」に該当すると解されるおそれが生じ、貸金業者がコミットメントラインを取り組むことに躊躇せざるを得ない状況が生じている。</p> <p>したがって、「特定融資枠契約に関する法律」が適用される相手方に対して貸金業者がコミットメントラインを取り組む場合、そのコミットメントフィーについては「みなし利息」の適用が除外される旨、貸金業法上の解釈を明確にすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

8-(7)	貸金業法の対象の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	貸金業法第2条、同第3条 平成20年6月26日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」
要望の具体的内容	貸金業法において定める「貸金業」の定義から、連結グループ会社間で行われる資金の貸付について除外すべきである。
規制の現状と要望理由	<p>貸金業法第2条に定める貸金業については、同法第3条の登録が要求されることとされているが、連結親子会社間の貸付についてはこの適用を受けないものとされている(平成13年10月28日付および平成18年7月21日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」)。</p> <p>一方、子会社同士での貸付については、平成20年6月26日付「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」により、貸金業に該当し貸金業法の登録が必要なものとされている。</p> <p>しかし、事業会社にあっても、グループ内で金融子会社を設立してグループ会社(金融子会社から見れば所謂兄弟会社となる)への資金融通を行うケースは資金効率向上の観点からよく行われており、多くの場合は連結グループ内での貸付しか行っていない。金融庁の前述の回答書によればこのような場合も貸金業の登録が必要ということになる。しかし、貸金業法は、多重債務者問題の解決を図ることを目的としており、「貸金業者向けの総合的な監督指針」(平成22年7月)においても、「健全な競争により市場メカニズムが十分に機能する貸金市場が構築されるように促すことを監督の目的としている。そのような観点からは、とりわけ金融子会社が100%子会社であるケースについては、不当に高い金利を求める多重債務化につながる安易な貸付をおこなったり、過度な取り立て・債権回収を行ったりするおそれがなく、貸金業法による規制・利用者保護の必要性がないと解しても問題ない場合も多い。そのような場合にまで、全て貸金業法の適用対象とすることには、徒に企業側の負担増加ならびに監督官庁の負担増加を招くのみで貸金業法の定める厳格な規制に服させる意味がなく、是非とも除外していただきたいと考える。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室